

貴金属等取扱事業者における疑わしい取引の参考事例

平成25年4月1日制定
令和8年6月19日改正
経済産業省製造産業局鉱物課

(全般的な注意事項)

以下事例は、事業者が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条第1項に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他事業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に更新しながら総合的に勘案して事業者において判断する必要があります。

したがって、これらの事例は、事業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものですが、これらの事例に形式的に合致するものすべてが疑わしい取引に該当するものではありません。一方、これら事例に該当しない取引であっても、事業者が疑わしい取引に該当すると判断したものについては届出を行う必要があります。なお、各事例ともに、合理的な理由がある場合はこの限りではありません。

1. 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金により購入する場合。
- (2) 1回当たりの購入額が少額であっても頻繁に購入を行うことにより、結果として多額の購入となる場合。
- (3) 顧客の収入、資産等に見合わない多額の購入又は販売を行う場合。
- (4) 現金での取引を強く主張する場合。
- (5) 顧客が、当該事業者が現金取引を行っていることを理由として売却先を選択していると認められる場合。

2. 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 顧客が取引の関係書類に自己の名前を書くことを拒んだり、本人確認書類の提示に拒否反応を示した場合。
- (2) 本人確認の際に顧客が呈示した身分証明書等が偽造である疑いがある場合。
- (3) 売買契約の締結が、架空名義又は借名で行われたとの疑いがある場合。
- (4) 申込書、売買契約書等の取引の関係書類それぞれに異なる名前を使用しようとする場合。
- (5) 法人の実体がないとの疑いが生じた当該法人関係者が取引に関わっている場合や、当該法人に確認した本人確認等に関する情報（住所、電話番号等）に虚偽の疑いがある場合。
- (6) 顧客の住所と異なる場所に関係書類の送付を希望する場合。
- (7) 非対面取引において、顧客の居住地や勤務地等と異なる地域の IP アドレス（特に国外）からアクセスされている場合。

3. 取引の特異性（不自然さ）に着目した事例

- (1) 数人で同時に来店し、別々の担当者に多額の現金取引を依頼する場合。

- (2) 短期間に多数の貴金属等を購入するにもかかわらず、各々の形状に対してほとんど関心を示さない場合。
- (3) 同一人物・企業が、短期間のうちに多くの貴金属（金地金等）の売買を行う場合。
- (4) 貴金属（金地金等）の入手先が明らかでない場合。
- (5) 経済合理性から見て異常な取引を行おうとする場合（たとえば、売却することを急ぎ、市場価格を大きく下回る価格での売却でも厭わないとする場合や同種のものを何度も売却する場合等）。
- (6) 貴金属（金地金等）に刻印されている貴金属（金地金等）の品位と実際に確認した品位が異なる場合。
- (7) 顧客の居住地や勤務地等に照らし、当該店舗で取引をすることについて合理的な理由がない場合。（顧客の住所地等が不自然に遠隔地である場合等）
- (8) 取引を行う目的について、回答があいまいで不明瞭であったり、又は不自然だったりする場合。
- (9) 一度に大量の貴金属（金地金等）の取引を行う場合。
- (10) 持ち込まれた金地金の刻印や形状に不審点がある場合。（たとえば、通常流通製品に備わる刻印や製品・品質表示等が無く、明らかに溶解再形成されただけの状態、加工経緯や入手経路等が明らかでない場合等）
- (11) 顧客が貴金属（金地金等）の売却の際、その入手先について説明を拒み、または曖昧な回答をする場合。
- (12) 官公庁に報告されることを忌避しようとする意図がうかがわれる場合（たとえば、所得税法に基づく支払調書の提出が義務付けられる金額を若干下回る金額での買取を希望するような場合や一度の取引を意図的に一定の金額に収まるよう求める場合等）
- (13) 複数人や複数回の取引であっても、同一人や同一グループによる指示に基づく取引と疑われる場合。
- (14) これまでに取引が無かった顧客が突然多額の貴金属（金地金等）を持ち込んだ場合。

4. 外国との取引に着目した事例

- (1) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物に仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。
- (2) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物に仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）との間で顧客が行う取引。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物に仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）と関連する可能性がある顧客に行う取引。

5. その他の事例

- (1) 暴力団員、暴力団関係者等が取引に関わる場合。（法人の役員に暴力団員等が含まれている場合も同様）
- (2) 顧客が取引の秘密を不自然に強調する場合及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った場合。
- (3) 自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む場合。
- (4) 自社従業員の知識、経験等から見て、取引の態様が不自然な場合又は顧客の態度、動向等が不自然な場合。（例えば、取引の際のヒアリングにおいて矛盾が生じて

いる場合、合理的な説明なく、特定の日時の取引実施を強く主張する場合、現金取引の際に旧札での支払を求める場合等)

- (5) 顧客が警察官等を名乗った者から貴金属（金地金等）の購入を指示されているなど、特殊詐欺の被害に遭っている可能性がある場合。（例えば、金額を指定した貴金属（金地金等）の注文、高齢者によるオンライン取引、電話取引時に背後から指示する声が聞こえる、購入する金地金の形態について全く要望がない、携帯電話で通話しながら購入手続をする場合等）
- (6) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引を行う場合。

(以上)